、当該各徴収取扱費算定期間内	（当該各徴収取扱費算定期間内	第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の一第一項	
、平成二十七年六月から八月までの徴収取扱費算定期間内に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（一部施行日前に還付された額を除く。）が譲渡割に係る還付金等に相当する額（旧法還付金等」という。）を控除し、二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により加算した額とする。）と同年十月及び十一月に相当する額との合計額が同年九月に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（一部施行日前に還付された額を除く。）が譲渡割に係る還付金等に相当する額（旧法還付金等」という。）を控除し、二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により加算した額とする。）と同年十月及び十一月	（同年十月及び十一月	第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の一第一項
、当該各徴収取扱費算定期間内	（当該各徴収取扱費算定期間内	第一項後段の規定により読み替えて適用される新令附則第六条の一第二項
（法附則第九条の七	（法附則第九条の七	法附則第九条の七、
の二十二分の十	の二十二分の十	
との合計額の十七分の十	との合計額の十七分の十	

還付金等に相当する額が当該還付金等を還付した日の属する徴収取扱費算定期間内		
当該徴収取扱費算定期間内	同年十月及び十一月	旧法還付金等に相当する額との合計額が同年九月に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（同月に二十七年旧地方税法附則第九条の六第三項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により当該道府県に払い込むべき譲渡割として納付された額の総額（一部施行日前に還付された額を除く。）が譲渡割に係る還付金等に相当する額（旧法還付金等」という。）を控除し、二十七年旧地方税法附則第九条の八第二項及び地方税法等改正法附則第二条の規定により加算した額とする。）と同年十月及び十一月
額）	額）との合計額	
還付金等が当該徴収取扱費算定期間の次の徴収取扱費算定期間内に		
4　平成二十七年十二月から平成二十八年二月までの期間を徴収取扱費算定期間とする徴収取扱費の支払についての新令第三十五条の十七（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）、第三十五条の十八、附則第六条の十一（第一項後段の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）及び附則第六条の十二の規定の適用については、新令第三十五条の十七第一項及び附則第六条の十一第一項の規定中「二十二分の十」とあるのは、「十七分の十」とする。		旧法還付金等及び還付金等が同年十二月から平成二十八年二月までの徴収取扱費算定期間内に還付金等として

（地方消費税の清算及び交付に関する経過措置）

第五条　新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行われる地方消費税の清算又は交付について適用する。この場合において、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税又は地方税法等改正法附則第八条の規定によりなお従前の例によることとされた地方消費税の納付額の払込みがあるときは、新令附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の十九及び新令附則第六条の十四の規定により読み替えて適用される新令第三十五条の二十一の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる新令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

附則第六条の十三の規定により読み替えて適用される新令附則第九条の十五	法附則第九条の十五及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十八号。以下この項及び次項並びに第三十五条の二十一第一項及び第二項において「地方税法等改正法」という。）附則第十二条後段
法第七十二条の百三第三項	法第七十二条の百三第三項、地方税法等改正法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされた旧法第一条の規定による改正後の地方税法（以下この項並びに次項及び第二項において「旧地方税法」という。）第七十二条の百三第三項及び地方税法